

令和2年(ワ)第2509号

原告 株式会社ウルフアンドカンパニー

被告 天羽 優子

準備書面2

令和3年7月20日

さいたま地方裁判所第4民事部合議2係 御中

被告 天羽 優子

第1 株式会社ウルフアンドカンパニーには本件訴訟を提起する当事者適格が無いこと

被告は、準備書面1において、メールの文面や賠償請求の内容から、原告は法人である株式会社ウルフアンドカンパニーではなく、大竹誠一氏個人であるべきではないかと指摘した。しかし、原告準備書面3と令和3年6月16日の口頭弁論期日において、原告は、大竹誠一個人ではなく、法人である株式会社ウルフアンドカンパニーが原告であると主張した。

そこで、本準備書面では、原告の主張に基づき、原告が個人ではなく法人であるとした上で、甲第1号証で指定されたメール引用部分(乙第1号証の1, 2に同じ)が法人著作物としての要件を満たしておらず、株式会社ウルフアンドカンパニーに著作権が帰属しないため、そもそも原告には本件訴訟を提起する適格が無いことを述べる。

なお、本準備書面では、被告が引用したメールについて「著作物」、メールを書いた人を「著作者」と呼んでいるが、これは便宜上である。著作権法上の著作物としての要件を満たすかどうか以前の問題として、そもそも原告が著作者たり得ないことを主張する必要があるためそう呼ぶしかないのであって、本準備書面の「著作物」「著作者」という呼び方をもって、被告が、原告のメールが著作権法上の著作物の要件を備えていると認めたわけではないことに留意してほしい。

1 法人著作物であることの要件

著作権法第十四条には「著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称(以下「実名」という。)又はその雅号、

筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する。」との定めがある。さらに、法人に著作権が帰属する場合は法第十五条1項に「法人その他使用者（以下この条において「法人等」という。）の発意に基づきその法人等の業務に従事する者が職務上作成する著作物（プログラムの著作物を除く。）で、その法人等が自己の著作の名義の下に公表するものの著作者は、その作成の時にける契約、勤務規則その他に別段の定めがない限り、その法人等とする。」と定められている。

著作権者と推定されるものは、「著作者名として通常の方法により表示されている者」である。著作権が法人に帰属するためには（1）法人の発意に基づくこと、（2）法人の業務に従事する者が職務上作成したこと、（3）法人等が自己の著作の名義の下に公表するもの、（4）勤務規則その他に別段の定めがないこと、の4つの要件を満たす必要がある。

法人著作物の要件のうち、（1）（2）（4）は、原告の内部事情であるので、原告に示してもらおうほかはないが、原告から未だに具体的な主張が何も無い。しかし（3）については著作物の表示内容からある程度は形式的に判断することが可能である。

2 メール引用部分が法人著作物ではないこと

準備書面1の第1の2（1）でも、原告が送信したメールを法人著作物とすると矛盾が生じることを述べたが、ここではさらに詳しく、乙第1号証の2に付したメールの番号により、メールを特定して述べる。

(1) メール1, 2, 6, 7について

メール1, 2, 6, 7はともに表示された送信者の名前が「株式会社ウルファンドカンパニー 代表取締役社長 大竹誠一」（メール2のみ代表取締役）となっている。この送信者の表示を社会通念に沿って読めば、法人ではなく大竹誠一氏個人が所属と肩書きを名乗って送信したと読める。メール1, 2, 6, 7には、法人の名義ではなく、肩書きとともに個人の名義が表示されているので、法第十五条1項の法人著作物の要件を満たさず、法第十四条から、著作者は原告ではなく大竹誠一氏個人であると推定される。

さらに、メール1には「私の除菌コンサルタントとしての誇り」とある。メール6の一人称はすべて「私」である上、法人としてではなく大竹誠一氏個人が行っている訴訟について記述されている。法人の名義のもとに、一人称が「私」であるメールが出されることは普通はあり得ないので、このことも、メールの著作者が法人ではないことを裏付けている。

(2) メール3について

メール3には送信者の表示が無い。しかし、直前に受け取ったメール1, 2の次のメールであり、送信元のメールアドレスも同一であるので、メール1, 2と同一の著作者であると考えるのが社会通念に沿った読み方である。従って、法第

十五条1項の法人著作物の要件を満たさず、法第十四条からメール3の著作者は原告ではなく大竹誠一氏個人である。

(3) メール4, 5について

メール4, 5の表示は「ウルフアンドカンパニー 大竹」のみである。この表示を社会通念に従って読めば、個人の名前が表示されているので、メールの著作者は大竹氏個人である。従って、法第十五条1項の法人著作物の要件を満たさず、法第十四条から、メール4, 5についても著作者は原告ではなく、大竹誠一氏個人である。

3 メール著作者が法人ではない根拠が他にもあること

(1) 削除要求のメール(乙第2号証)の内容

大竹誠一氏は、被告に対し、メール1～7の削除を求めるにあたって「天羽さんと私のメールの遣り取りで私が作成した文章」と書いた。この文言から、大竹誠一氏は、メール1～7について、被告とのやりとりの相手は法人である原告ではなく、「私」という一人称の大竹氏個人がやりとりしていると認識していたことがわかる。メールの作成者の「私」も、やりとりの相手である「私」と同一である、というのが、この文言の社会通念に沿った読み方である。つまり、削除要求のメールを送信した時には、メール1～7のやりとりの相手もメールの著作者も大竹誠一氏個人であったといえる。それが、本件訴訟の提起にあたって、突然、法人である原告に変更されたことになる。さらに、この変更にあたって、メール1～7が法人著作物であるという立証を欠いたままであり、変更した理由の説明も全くないままである。従って、メール1～7の著作者が原告であるとはいえない。

(2) 民事訴訟との関連

民事訴訟では、会社は法人代表者の名前で訴訟ができる。しかし、法人の代表者の名前を著作物に表示した場合、法人そのものを常に意味することにはならない。著作権の帰属はあくまでも著作権法に従って判断されるべきものである。法人の代表者という個人の名前を表示した著作物は代表者個人に著作権が帰属する。法人が代表者の名前で訴訟できるからといって、法人代表者の名前を表示した著作物の著作権をただちに法人が持つことにはならないのである。

(3) 原告は、大竹誠一氏に関係する刑事手続の書類の送付先が原告であることをもって、著作物の著作権も原告にあると主張する。しかし、民事の手続きと刑事の手続きは全く別である上、著作権法で定められている法人に著作権が帰属する要件とは何の関係もない。郵便物の送付先が原告であることを理由に、著作権も原告に帰属するという原告の主張は失当である。

第2 法人の精神的苦痛について

本件準備書面第1の主張が認められれば、精神的苦痛について考慮する必要

は無いのであるが、原告が、そもそも法人とは何かということを全く理解しないで主張を行っている節があるので、念のため反論しておく。

乙第12号証に、(少し古いが)大学の法学部等で標準的に使われている民法の教科書の1つをとりあげ、法人に関する記述の一部を示す(赤枠強調は被告による)。

そもそも法人とは、「一定の組織を有する人の集団、または一定の目的のために寄附された財産の集合に対して、法が権利能力(法主体性)を付与した」(書籍63ページ)、つまり、ある意味人工的に権利能力を設定したものである。法人は、財産において、個人の財産と切り離されている。

会社法においては、「会社は、営利を目的とする社団であって法人格を有」すること(乙第13号証2ページ)、「会社は自然人ではないので、生命、身体、親族等に関する権利義務の主体となることはできない」とされている(乙第13号証5ページ)(赤枠強調は被告による)。

法人の権利能力については、財産権や名誉権が認められているが、「精神的苦痛の損害賠償いわゆる慰藉料請求権のような権利も享有しえない」(乙第12号証、書籍の84ページ)のである。既に、法人に精神の無いことを理由に慰謝料請求権を否定した判例(東京控判昭一二・二・二四評論二六卷民三一六頁)が存在することも、書籍の同ページに指摘されている。

原告は、原告の社員が被告のメール引用によって精神的苦痛を受けていることが法人の精神的苦痛であると主張するが、法人とはその各々の構成員から財産的にも精神的にも切り離された別個の法的な人格(=法が権利能力を付与したもの)である。原告の主張は法人の成立や意義そのものと真っ向から対立するものであり、標準的な法解釈からもかけ離れたもので、到底認めることはできない。

原告に精神が無い以上、精神的苦痛も生じないので、精神的苦痛による慰謝料請求権も生じない。従って、仮に本準備書面第1の主張が認められなかったとしても、原告による、「公表権の侵害に対する精神的慰謝料20万円」「インターネットに無断掲載された精神的苦痛の慰謝料40万円」の請求は全く根拠を欠いている。

第3 被告準備書面1(令和3年3月26日付)の第1,第2について

- (1) 被告準備書面1の第1の2(1)で、「上記推認に基づき、原告が自然人である大竹誠一氏であるという前提で反論する。」と記述した部分は、原告が法人であるとの主張に合わせて取り消し、主張しない。
- (2) 被告準備書面1の第2の1は、本準備書面の第1が認められれば主張の必要がなくなるが、認められなかった場合に備えて、原告を法人とした上で、そのままの内容を主張する。

被告準備書面1の第2の2は、乙第6号証の1~4に示したYouTubeコメント欄の著作者が法人であっても個人であっても、その内容が公開済みであること

に変わりはないので、そのまま主張する。

被告準備書面1の第2の3は、原告が法人であれば、より直接的にスラップ訴訟の当事者になり得るので、そのまま主張する。

いずれも、本準備書面第1の主張が認められなかった場合に備えて主張しておく。

第4 差止請求・損害について

(1) 財産権侵害について

本準備書面第1の主張が認められた場合、原告はメール1～7の著作者ではないので、著作権を主張することができない。従って、複製権の侵害（20万円）及び公衆送信権の損害（20万円）については、そもそも慰謝料を請求する権利がない。

本準備書面第1の主張が認められなかった場合には、準備書面1の第2の4の(1)の通り主張する。つまり、損害賠償請求のうち、複製権の侵害及び公衆送信権の侵害によって生じた損害の存在について、原告は、金額以外何一つ具体的に主張していないし、侵害行為による損害計算のための書類の提出等も皆無であるので、損害は実際には存在しないとみなす他はなく、原告の損害賠償請求には根拠がない。なお、逸失利益の請求にあたっては、「その侵害の行為がなければ著作権者等が販売等をできた数量」×「著作権者等がその侵害の行為がなければ販売等をできた物の単位数量当たりの利益額」を原告が立証すべきとされている（最三小判昭56・12・22民集35・9・1350等）。

(2) 精神的損害に対する慰謝料について

既に本準備書面の第2に述べたように、法人には自然人のような精神が無い以上、精神的苦痛が生じるはずもない。従って、公表権の侵害に対する精神的慰謝料20万円及びネット上で無断掲載された精神的苦痛の慰謝料40万円は、請求の根拠を全く欠いている。

(3) 差止請求について

原告は、メール1～7の削除を求めている。しかし、本準備書面第1の主張が認められた場合、原告はメール1～7の著作者ではないので、著作権を主張することができず、従って、削除を求める権利も無い。

本準備書面第1の主張が認められなかった場合、既に述べた通りの理由により、引用の慣行にのっとっていかつ損害の発生が認められない以上、被告にはメール1～7を削除する義務は無い。

原告が法人である以上、法人に精神は無いので、人格権侵害による精神的苦痛は存在しない。さらに、被告によるメールの引用は慣行に則ったものである。

従って、被告にはメール1～7を削除する義務は無い。

第5 以上に述べた通り、原告は、そもそも法人著作物とはいえないメール1～7

について、著作権を主張して提訴したのであり、本件訴訟を提起する当事者適格がない。仮に、原告が法人著作物としての要件を満たすことを証明できたとしても、損害賠償請求の全ての項目について、賠償請求の根拠を全く欠いていることは明らかである。引用の形式を満たして、かつ、損害の発生もないのであるから、原告には、差止請求をする理由が無く、被告に削除の義務はない。これらを全て考慮すると、原告による本件訴訟の提起には、最初から、何の理由も無かったといえる。

以上